

近代アイヌ差別の発生についての考察

上野昌之

はじめに

本稿は、近代社会の成立に伴ってアイヌ差別が発生するとの仮定のもとに、そのプロセスを社会構造的な視点から歴史的な事実即して検討し、社会的差別の持つ意味を考察するものである。

アイヌへの差別は『北海道ウタリ生活実態報告書』⁽¹⁾からも明らかなように現在でも学校や職場でのいじめ、就職差別・結婚差別と様々な形で現れており、生活上の問題となっている。では、こうしたアイヌへの差別は民族的な差異に起因するアブリオリなものといえるだろうか。明治以降の歴史的脈絡では、アイヌは身体的特徴、貧困、衛生観念の欠如、罹病率の高さ、教育水準の低さなどにより民族的な劣等性を持つものとされ、将来的に滅亡する民族と考えられた。これを民族的に優等な日本人が保護し導くものとし北海道旧土人保護法が制定された。しかし、社会では様々な差異に基づいて偏見や差別がアイヌに容赦なく叩きつけられていた。

ここで一つの差別発生の様式を仮定してみたい。まず、差別的な思想や言動は短期間で生じるものではない。差別が実体化するには段階的に構造化が行われる。民族的または人種的な差別の場合、差異にもとづく他者認識の変化が差別に大きく影響しているものと考えられる。ま

ず、差異により自他の識別が行われる段階がある。個別的なかわりのもとの差異を好奇心で見、視覚的に顕著な特性をクローズアップするものである。奇異な視線で眺望するものであり、一概に差別性を伴うものとは言えない。つぎに、差異を異質なものと認識する段階がある。自他を対比し他者の質的な異なりを問題視し異端とする。他者の存在は自明のものであり相互の関係が問題化してくる。さらに次段階へと進むと差異を動員し他者の異質性を価値づけて行く。異端視される他者は優劣により価値づけられる。ここにおいては権力性が介入し、劣等に位置づけられた他者を蔑み、攻撃の対象とする。自らの優越が確信され、他者を差別し犠牲にすることにより自己正当性は強化される。差別は自らの優越性を確認し利益を得る行為ゆえ、他者の存在を否定し排除することが目的化される。他者の抹消が目論まれることにもなる。以上のような様式で差別は発生するのではないだろうか。

結論を先んじれば、和人（日本人）とアイヌとの関係－差別はこうしたプロセスを経て作られてきたものと考えられる。和人とアイヌの民族的接触は古代以来のことではあるが、和人はアイヌを自らの生活圏の外にいる、いわゆる化外の民として認識し、差異を認識しつつも得たい文物を交換する交易対象者として考えてい

た。アイヌへの民族的な差異は強調されてはいないものの相互の関係は交易を通して扶助的なものであった。近世になって松前藩とのかかわりの中でもこの関係は存続していた。しかしその後の日本の社会経済的な変化や、特に国際関係の緊張により蝦夷地の政治的・経済的社会構造に変化が生じた。北方境界を明確なものにしていかなければならない状況のもと、アイヌの位置づけも変化した。アイヌは日本の政治的・経済的社会構造に組み込まれ漸次自立性を失い、やがて国家権力の支配下の民となった。差異は制度の内に位置づけられ両者の関係が固定化された。こうした関係の変化と軌を一にして和人の差別意識、差別行為が発生してくるのではないかと考えられる。

アイヌ差別の問題は、いわゆるアイヌ問題として1960年代から様々な形で言及されてきた。日教組、北教組の教育研究集会では、学校や地域でアイヌの子どもを取り巻く差別やいじめを人権問題として取り上げ、国民教育の課題としてアイヌ保護者や教員からの発言が行われた。差別を告発しその是正を求める主張は、旭川人権擁護委員連合会の『コタンの痕跡』（1971年）などに詳しい。教育現場や大学においてアイヌに向けられた差別行為への糾弾もたびたびおこなわれた。差別の原因である歴史事象を経済的、政治的歴史から捉えアイヌ問題の端緒を解説したものに奥山亮の『補稿アイヌ衰亡史』（1979年）がある。また、今日のおかれたアイヌの状況を分析し熟思した鳩沢佐美夫や佐々木昌雄の論考は、アイヌ差別を考え論じる上で瞠目に値する。その他にもアイヌ差別の諸相を論考したものは、旅行社の差別広告問題から差別の構造を言及した成田得平他の『近代化の中

のアイヌ差別の構造』（1985年）をはじめ、先住民族の国家の対峙を論じた花崎皋平の「アイヌモシリの回復」（『差別と共生の社会学』1996年）、差別観念のもとアイヌへの同化政策が教育を通しておこなわれていったことを実践例から導いた竹ヶ原幸朗の『近代日本のアイヌ教育』（1983年）、『近代アイヌの「同化」政策』（1993年）などがあり、また戦前の優性思想からアイヌを劣等民族と位置づけたとする藤野豊の『日本のファシズム』（1998年）の論考も、アイヌ差別の一端をとらえるものといえる。このように60年代以降のアイヌ問題を扱う論考では、その底流には反差別への視点が内包されていたが、アイヌ差別問題自体を包括的に扱う論考は管見では見つけることはできなかった。

以上を踏まえ本稿ではアイヌ差別の諸相を歴史的事象を踏まえ社会構造の形成と社会意識の変化からアイヌ差別の発生について包括的に論究するものである。1では幕藩期のアイヌ政策をもとに為政者のアイヌの差異への認識とアイヌ政策の目的の連関を考察する。2では明治期にアイヌの社会的な位置づけが固定化され差別化されていくプロセスを社会の動向との連関から考察する。3では差別が発生するメカニズムを考えるとともにアイヌ差別の構造を考えることにする。

1 幕藩期のアイヌ支配の構造

ここでは日本とアイヌの関係を日本の支配構造から考えることにする。アイヌの従属化が如何に起こったのかを考えることにしたい。18世紀からの蝦夷地の状況をアイヌ支配の視点から政治的、経済的に検討することにする。

1.1 松前藩の支配（前期）

近世以前の状況ではアイヌと和人との関係は、北海の産物の交易を媒体にした対等関係であった。アイヌに対する干渉は行われず内地人の居住地とアイヌの居住地とは隔てられていた。

松前藩時代の支配は知行地における交易から、しだいに内地の和人＝請負商人により資本の輸入が行われ、生産手段の進歩と組織化が行われた。労働力を内地からの移民では賄いきれず、強制的あるいは隷属化されたアイヌに労働力を求めた。アイヌの労働力は能力的には低いが安価で得やすいものであった。商人の利益は交換流通によって得られた利潤から、生産過程において労力の形で得られる利潤、つまり内地向け商品を生産することで得られる利潤に移っていった⁽²⁾。この時点から、アイヌへの干渉が強まっていくことになる。自由な身分であったアイヌはしだいに請負商人に拘束され従属していくことになる。

1.2 幕府による支配（前期）

18世紀後半に蝦夷地周辺ではロシアなどの外国船がしばしば見受けられるようになった。幕府は北辺の警護の必要から小藩の松前氏に変わり、直接蝦夷地を支配する東蝦夷地の直轄化を行った。幕府は直轄化したもの蝦夷地の経営を行う人的、生産や生活の技術的なノウハウを持たず、経営は困難に直面した。蝦夷地開発の重要性が深まるにつれ、アイヌを労働力として一層利用することが考案された。アイヌを撫育同化し蝦夷地の開発ならびに国防の手段として利用する必要性が浮上してきたのである⁽³⁾。

松前藩支配下では請負商人のアイヌへ強制的

な支配管理があり、アイヌの衰微が起っていた。なかにはロシアの撫育に従うアイヌもあり、幕府にとっても国防上も望ましくない状況が生じていた。幕府は「邪宗門にしたがうもの、外国人にしたしむもの、其罪おもかるべし」⁽⁴⁾など3か条にわたってアイヌに対するお触書きを出す一方で、請負商人にアイヌに対する蝦夷介抱を徹底させるとともに交易の不正を戒め、アイヌに対する撫育を誠実に努めるよう命じた⁽⁵⁾。このような懐柔政策によりアイヌの馴化が進んだ。

松前時代からアイヌ掌握の方法として各場所の首長が領主に献上品を挙げ、松前が威服、懐柔するオムシャが行われていた。幕府もこれを踏襲し、定期的なこれをおこない、物品を下賜し、酒飯を振舞い、論書を読み聞かせアイヌの心服を図った⁽⁶⁾。

賑恤・医療については、医師を場所ごとに配置するばかりでなく、松前時代には禁止されていた蓑笠草履の使用を認め、降雨時でも健康を害せぬよう心がけた⁽⁷⁾。また、教導・教化を図り、禁止されていた和語の使用を奨励し、文字を教え、人倫を説き、万一の備えのために教練も行わせている⁽⁸⁾。国防上の観点から風俗改変をおこない和人化させ撫育、教導によるアイヌの馴化を図ることが目指されていた。そのために、耳環・入墨を禁じ、月代を剃らせ、髪を結い、和服を着衣させ、名を和風に改名するように図ったり、農耕を行わせ、穀物食を勧め、イオマンテなどの異なる習慣を禁じることもあった⁽⁹⁾。こうした改変には褒章なども与えられたが、アイヌにとっては自らの文化性が考慮されない一方的な強要であった。

幕府の蝦夷地直轄化に伴うアイヌ政策は撫

育、馴化により、アイヌを日本のもとに引き止めることが企図され、国防の見地から行われたものである。そのため、ロシアの極東での活動が散漫になってくると、幕府はその必要性が和らいだと考え、幕府の財政的負担の増大、松前氏の懇願も合間って松前藩に復領を認めた。

1.3 松前藩の支配（後期）

松前藩の復領後は幕領期の状況を一変させた。従前の松前藩の方法が復活し、幕府が行った一連の対アイヌ政策は影を潜めた。場所請負人の活動範囲が広がり場所での生産労働が産業化し、アイヌを隷属的労働者とする形態が進み、請負人の権限が強化された。

使役されるアイヌは季節雇、臨時雇い、常雇いと分けられていた。季節雇は漁業に従事するもので季節ごとを単位に雇い入れられた。雇入れ期間中は介抱米、給代、諸種の給与を与えた。介抱米は一日三食の食事を与えることに代えられていた。このほか労働日数、能力により給代が支払われた⁽¹⁰⁾。その額は和人の労働者・番人などとは比較にならないほど低かった。しかも常雇いの給代は帳面に記載され、その5割を網、船代及び介抱の経費として差し引かれ、残りが年に一度分配された⁽¹¹⁾。

臨時雇いは通行及び継送人足、飛脚など仕事ができるときに臨時的に従事するもの。規定の賃金が払われるか、場所に属するものは介抱米により換算された。しかしここでも漁場賃金と同様に帳簿上に記載され漁勘定のおり一度に勘定された⁽¹²⁾。常雇いは会所、運上屋、番所、役所などで炊飯、小使、などを奉公人のように行ったり、川渡し、職人手伝いなどを行う者である。女性や若年者や漁場労働に不向きなもの

が従事したようで、賃金は、職人手伝い以外は漁場雇いに比して低かった⁽¹³⁾。このように和人に雇われるアイヌは賃金払いの労働に従事することになっていたが、その賃金は内地人に比べ廉価で三割に満たないようであった。しかも蝦夷地では労働報酬は賃金払いではなく、帳簿会計の上で日常的な必需品を物品の形で供給した。その結果、労働の対価としての報酬の実質は請負人しだいとなっており、著しく公正さを欠いていたといえる⁽¹⁴⁾。

請負人は、十年間松前に居住し身元保証のあるものという規定があったが、実際は、運上金を支払うことで請負人となる名義借りが行われていた。松前藩も場所請負制度への依存が高く、運上金の多寡により請負商人の選定を行った。それゆえ商人は場所で利益を上げることが最大の目的となっていた⁽¹⁵⁾。収益を上げるためにアイヌの労務使役を強化し、生活場所から遠方の場所へ強制的に移動させそこでの労働を強いることも稀ではなかった⁽¹⁶⁾。

請負労働の弊害はアイヌ人口の減少という形で現れた。まず、和人との接触により疱瘡や麻疹という伝染病が流行し、予防や治療法の知識を持たず、かつこうした病気への免疫力のないアイヌの死亡率は高まった。地域によっては人口の大半が死滅したところもあった⁽¹⁷⁾。人口減少の原因は伝染病の流行ばかりではなく、人為的な要因も強くあった。生活様式が従来の伝統的な主体性のある生活ではなく、請負場所での役務が主となり過酷な労働も強いられることになった⁽¹⁸⁾。穀物食を中心とした食生活の変化、木綿衣服や掘立小屋住居などの生活様式の変化も厳冬を乗り切る抵抗力を弱体化させる要因となっており、心身ともに耐え難い変化にそ

ぐわなくなっていた⁽¹⁹⁾。また、先の労役のための強制移動でアイヌ間の婚姻が行なわれなくなったたり、女性を他の地に嫁がせることは逆に労働力の減少につながるため禁止されたりしていた。こうした人的管理のみならず、請負人がアイヌ女性を妾にし、アイヌ同士の婚姻を妨げることも人口減少の要因となっていたものと考えられる⁽²⁰⁾。幕末に蝦夷地を調査した松浦武四郎により、請負商人などによるアイヌへ理不尽な仕打ちが克明に記されている⁽²¹⁾。アイヌ蔑視の風潮は、「アイヌ人を丁寧に扱うなんて！ 彼らはただの犬です。人間ではありません」というイザベラ・バードの日本人通訳兼従者伊藤の語りの中にも見て取ることができる⁽²²⁾。

1.4 幕府による支配（後期）

19世紀なかばになると再び極東でのロシア活動が活発になった。以前から日本への通商条約の締結を求めていたロシアとは樺太の領有をめぐっても対立していた。1854年日米和親条約の締結で鎖国体制に終止符が打たれ、ロシアとの国境画定も対処せざるを得ない課題として直面することになった。また、箱館が開港され外国人の自由往来が認められたことで治安警備の面でもその対応が迫られていた。しかし小藩の松前にはこれに対応することができないため、再び幕府の直轄化が実行された。

幕府の懸念はこれまでの松前藩時代のアイヌの虐使によりアイヌが外国人に懐柔されることであった。幕府にとってもアイヌは労働力として必要かくべからざるものであったが⁽²³⁾、それ以上に国境画定が課題となっていた幕府にとってロシアなどがアイヌを懐柔することで、

アイヌが離反することは避けねばならないことであった。なぜならばロシアとの国境線の確定交渉にあたった川路聖謨は、アイヌ民族が日本の住民であるがゆえに、アイヌの住むところは日本であるという論理で国境交渉を進めたため、アイヌが日本領民であることを国際的に知らしめる必要性が強く求められたからであった。

幕府は請負人の搾取、不正を排除すべくアイヌを箱館奉行の管理下においた。巡検使がおかれ各地の場所の活動を不正、虐待に対し監察がおこなわれた。請負人のアイヌ使役の方法も改められ、請負人は奉行所に計画書を提出し、アイヌを幕府から借用し使役に当たらせる制度とし、労働報酬の授受に関しては役人が仲介し分配するように場所労働への干渉をおこなった。しかし、その額についての高低への関与は行っていないなど不十分なところもあった⁽²⁴⁾。

国防意識の高まりはアイヌへの同化要請を強めるものとなり、前期の幕領期政策を踏襲し、懐柔しつつ広く行なわれるようになった。典型的なものとしてオムシャがある。乙名、小使、土産取などの役土人を箱館奉行に謁見させ、奉行より諭書申し渡しが行なわれた。饗宴も催され普段口にできない酒を満喫し、煙草や羽織や盃などの下賜品があった⁽²⁵⁾。こうした役土人に対する厚遇とともに、一般的な和風化のあり方としては、アイヌの習慣を陋習とし改変させるものであった。日本語の使用も幕領下では再び解禁された。松前藩治下では統治上好ましくないとの理由で使用を禁止されていたが、潜在的な使い手はあったようで、普及をみることになる。とくに子どもへの普及で文字を教えている⁽²⁶⁾。

しかし、こうした同化策は功を急ぐ官吏が性急に和風化を推進したため、改俗したものがアイヌの内から咎められたり、逆に山に逃げ込むなど同化から逃れようとする事例が多々見られ⁽²⁷⁾、アイヌから和風化を拒む旨が上申されたりもしていた⁽²⁸⁾。

以上をまとめてみると次のようになる。アイヌは鎖国体制の中、松前藩を仲介し北方交易を担う媒体であり、部族社会を組織し松前藩の知行制のもとで交易関係にあった。アイヌは近世以前は周縁部に位置する化外の民として存在していた。しかし、この関係は江戸時代の幕藩期後半に大きく変わってきた。それまでは交易を中心とした関係であったものが、内地商人による場所請負制が始まったことによりアイヌの経済的な関係に変化が起きた。請負商人は生産労働力として安価なアイヌを用いるようになり、アイヌの労務化は労働者としてのアイヌ生活を漁場に縛りつけ、伝統的なコタンの生活を崩壊させていった。またアイヌの従属化もしくは隷属化が進行していった。この間和人の労働者の流入が相当数にのぼり、和人労働者からはアイヌは風貌、生活様式、言語差、飲酒癖などにより蔑まれたものと推察される。また和人との接触による伝染病の流行により人口も減少し、アイヌの存在が弱体化していくことになった。

政治的な構造においても幕府による支配が直接的に進められていくことになる。ロシアなどとの北辺での緊張関係が幕府権力のアイヌ支配を拡大させることになる。アイヌを蝦夷地開発の労働力および国防の盾とする意図もっていた。アイヌへ生産労働を教授したりする一方で、オムシャなどを行わせ体制への従属化を強いた。オムシャは幕府が異民族を支配してい

る証として行われた華夷思想の表れであり、日本的な道徳的価値観を強要するとともに、物質的な供与により懐柔を進めるものであった。また、和風化を奨励しアイヌの伝統的な文化を否定し、転換を強要することも行った。アイヌへの和人化政策は一面ではアイヌの生活、健康の向上を目指したよう用に見えるが、その本質は、和人の文化とは差異のあるアイヌの持つ伝統文化を解さず、一方的な価値の剥奪と同化の強要であった。幕府はアイヌを和人化させ幕藩体制の内の領民として見せかけることにより、ロシアとの国境画定に際しての利用することが目的であった。

このように幕藩時代のアイヌは経済的な従属化を強いられたことでアイヌ独自の生活形態を喪失せしめられ、自己も生存の危機に瀕する環境に身をおくことになった。これと時を同じくして幕府による国際関係の緊張から和人化が進められ、生活習慣の形態から価値基準にいたるまで日本風の様式を強要されていくことになった。換言すれば、幕府は先住民族のアイヌを従属民とすることで蝦夷地を自領域と位置づけていった。その結果社会的な構造化の中でアイヌは日本社会の底辺に組み込まれていくことになる。アイヌの独立した民族性はここで無視され、当時の支配者階層にとっても内地からの移民にとっても、アイヌは底辺に存在する蔑むべき劣等民として位置づけられた。

2 明治期におけるアイヌの差別構造

明治期に入りアイヌはより日本の体制に組み込まれていく。蝦夷地が北海道と改称され、開拓の対象となった。そこに属するアイヌはいやおうなく、政策に翻弄されていくことになる。

経済的にもアイヌ独自の生計が崩壊し、生活が疲弊していく。こうした動きはアイヌに対する視線を厳しいものとし、社会的な差別を広める要因となっていく。しかし、単純に政策や経済状況の変化がアイヌを被差別化していく要因となったものなのだろうか。ここでは明治社会の持つ特徴からアイヌ差別への視線を検討していくことにする。

2.1 天皇制国家と血統

近代社会は人間の自由と平等という視点からはじまる。対象となる人間の範疇が社会構成員として人種、民族を超えて行われるかどうかはその社会環境によって異なってくる。大きな社会変動のもとで人間の自由と平等が視野に入れられ変革が行われていくことが近代社会の特徴といえる。

日本においても明治維新は近代の幕開けであった。幕藩的な身分制が解体され、立憲的な国家体制が築かれていった。経済的にも国家主導の資本主義的な政策が推し進められた。

明治がそれ以前の時代と決定的に異なる点は天皇を頂点とする近代天皇制国家の建設であった。幕藩体制の解体により、封建的身分制度は撤廃され、四民平等の社会が作られていったが、他方では天皇を頂点に、天皇、皇族、華族、士族が形成され、その下に平民を位置づけた新たな階級社会が作られていった。封建社会において穢多非人とされた被差別民は身分的には賤民から解き放たれ、「新平民」とされ平民とは隔てられた。アイヌは「旧土人」とされ、やはり平民とは異なる新たな階層として位置づけられた。

こうした階層は近世的な身分秩序を踏襲した

ものではなく、外国からの圧力に抗しながら国内的な不満を対処するために、超越的な天皇の権威のもとで近代国家として日本を運営していく方策としておこなわれた。

明治政府はその権力の正統性を天皇の権威により示そうとし、「王政復古の大号令」、「慶喜征討令」、「五箇条の御誓文」「人民告諭」など一連の布告や即位式、巡幸といった国家的儀礼を通じ威光を高め万世一系の皇統を引き立ていった⁽²⁹⁾。天皇の権威は諸政策を通じ広められ、一君万民の思想は身分制の改変のなかで作られていった。平民に対する苗字の使用許可、移動・職業選択の自由、華士族平民通婚の自由、賤民の称廃止、徴兵制、廃刀令、刑法における閏刑廃止と平等の原則に立つ法的な措置が次々に出されていった⁽³⁰⁾。

しかし、一君万民は市民の平等を意味するものではなかった。華族の創設にみるように新たに階級がつくられ、歴然とした血統・出自を重視した階層化がなされた。ここにおいて賤民やアイヌはその出自や血統により識別され、社会的な軋轢の中で劣位に位置づけられた。出自・血統という自らではどうすることもできない自然属性により識別され、社会的な差別が公然と行われる立場に追いやられていったのである。

明治維新は近代的な自由と平等とは裏腹に天皇制のもとに近代国家を作るという理念のもと、新たな階級社会の創設がおこなわれた。ここでは一君のもとですべての階級が平等化されるわけではなく、前近代においてつくられた序列が形を変え移行するとともに、旧来劣等に置かれていた階層・集団は固定化されていくという経緯をたどった。そしてさらに底辺に位置づけられた階層集団は文明開化の波にさらされて

いくことになる。

2.2 文明開化がもたらした価値の転換

明治政府は「五箇条の御誓文」のなかで公議世論の尊重、万民一致の経綸、因習の打破、開国進取を謳った。中でも開国進取は文明開化と称され明治の前半を牽引する時代の趨勢となった。西洋文明は圧倒的な優越を持って人々の前に現れ、政府主導でその思想、技術が吸収されていった。社会は西洋的な文明と陋習はびこる野蛮とに二極化され、後者は排除されるべきものとして人々の目には映った。文明は合理的な精神とともにあり、古い世界観は無知蒙昧な野蛮が支配するものであった。知識の摂取による文明の吸収はすべての人々の行くべく“善行”としてあり、福沢諭吉の『学問のすすめ』にみる「人は生まれながらにして貴賤貧富の別なし。ただ学問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧民となり下人となるなり」⁽³¹⁾は、万人の信じるころとなった。この福沢の思想の真偽は別にして、人々は学問知識の軽重が社会の貧富の差に反映するものであることを信じ、学問こそ文明人たるゆえんであり、富の蓄積をもたらすものとして率先しようとした。そしてこの考え方が逆に社会の諸相に反映することにもなった。貧困や飢餓は無学無知であることに起因し、知識の吸収を怠った同情の余地のないものであると解せられるようになった。これはすなわち社会階層の差が個人の“善行”による帰結であり、劣悪な生活を行うものは“善行”を行わないための個人の責任であるとされた。そのような反文明的なものは、野蛮を内包する蔑視の対象となっていった。

アイヌに対する視線も、大判官松本十郎が「土人教化ノ儀ハ今日ノ急務」としても「風ヲ易ハ俗ヲ移スニ至テハ、甚易キニアラズ」「土人共ニ於テモ従前ノ無知ヲ悔恨シ、随テ人道ヲ弁ズルニ至ルベシ」⁽³²⁾と言わしめるように、文明を知らぬ無知蒙昧さにより現在のアイヌの貧困と飢餓がもたらされていたと考えられていた。

しかし、実際はそうではなかった。幕藩時代にアイヌは場所請負制度で酷使され、自立した経済構造を失いつつあった。そうした中で明治政府は明治5年には北海道地所規則を布告しアイヌの共有地であるイオルを無主の地として和人の所有権を認め、アイヌの残された生活基盤を揺るがすことになる。その後狩猟方法にも制限が設けられアイヌが伝統的に使用してきた仕掛け弓、毒矢の使用が禁止され、つづく鹿の大量死滅があいまって狩猟は著しく減退する。また、河川漁においても鮭鱒の漁労が禁止され、この影響はアイヌを餓死寸前まで陥らせることになる。そして、明治19年には北海道土地払下規則で和人への土地払下げを一気に行うなど、アイヌの生存が根こそぎ奪われていく状況が制度的に作り出されていた。換言すればアイヌの生活が貧困に喘いでいた背景には、文明化に浴さぬためにくる自らが招いたものではなく、差異を考慮せず、文化的な異なりを無視し、一方的に日本的な様式を導入した政策であった。つまり、アイヌの困窮は制度的、政治的に作られた人為的、社会的な背景によるものであった。こうしてアイヌは経済的に底辺に追いやられ、差別の視線を投げかけられる存在に決定づけられる。

2.3 明治における衛生観念

文明開化は人々の病気への考え方も一変させた。幕末からの西洋との接触により新たな伝染病の蔓延ももたらされた。医学意識の低かった当時において伝染病の蔓延とそれがもたらす死は恐怖であった。天然痘やコレラの周期的な発生や腸チフス、赤痢、梅毒の蔓延その他もろもろの伝染病は感染媒体の存在に思い至らず、一般にはそれがもたらされる生活の実態や不道德な行いと結び付けられ解釈されていった。貧民窟や遊郭での蔓延は貧困や不潔、不道德のイメージによって導かれ病気が流行するものであると考えられた。

アイヌにおいても関場不二彦は彼らの伝染病の罹病率の高さを、劣悪な衛生状態と迷信、伝染病に対する観念に起因しているとした⁽³³⁾。

伝染病に対する政府による予防は隔離法と清潔法であった。看病や消毒の行き届かないものは簡易仕立ての避病院へ強制的な隔離がなされた。これは、治療とはいえない状況のもと死へ直結することを意味した。強制収用される者は貧民層に向けられ、貧民層が伝染病をもたらすものと一般的に感じられた⁽³⁴⁾。また、公衆衛生の観念は進んだものの消毒や隔離はよりいっそう徹底された。民衆の衛生観念は清掃を広め清潔を旨とした。この考えはキヨメに依拠し触穢思想による清浄化を求めるものともなった⁽³⁵⁾。

「土地の不潔は伝染病を蔓延せしむるの媒介」として恐怖させることになり、貧民街が「不潔」の代表と観念され、貧民や娼婦・病者等が「不潔」の存在として賤視されていくことになる⁽³⁶⁾。貧困に喘ぎ、不衛生でみすぼらしい家屋で生活をおくり、身体的にも多毛という特

異なアイヌは病をもたらず不潔、不徳、不浄なものとして賤視され、血統の異類であることもあいまって一般の人々から差別排除されていったことは想像に難くない。

以上見てきたように明治という新たな時代は、アイヌの社会的な立場をより明確にする時代であった。近代天皇制国家のもたらした血統主義が、異類のアイヌを社会的な底辺に位置づけた。アイヌは幕末にすでに蝦夷地での劣等な支配民とされていたが、国家体制の中で制度的に底辺に位置づけられたことになる。そして時代に風靡した文明開化の波が、開進の手段を持たぬアイヌをさらに劣悪なものに位置づけていった。文明に浴さない野蛮な人種であり、それゆえ貧困でありさらに衛生観念のない不潔で罹病率の高いものとして考えられるようになり、忌み嫌われる存在とされた。この流れは、一方ではアイヌが社会ダーヴィニズム的適者生存に則する敗残者であり、滅び行く民族とされていくとともに、差別の視線を持って見られていく様相を確定的なものにしていった。

3 差別の系譜

国民国家の形成過程で国民統合が行われ、他者との対比のなかで“われわれ”国民という意識の育成が図られた。様々な差異が動員され自他の区別を生み出し、他者ではない“われわれ”を確立していった。しかし、これは一方では差異あるものを他者とし排除することでもあった。

差異には本来それ自体差別性はない。しかし差異を手段化することで差別は生み出される。ある集団が凝集力を高め、構成員の結束の必要を求めるとき、特定のカテゴリーに属する

ものを排除することで、その目的を図ることがある。差異に伴う偏見を助長し組織化させることで、差異に意味づけを行い、特別に忌み嫌うものに変化させ、差異を持つものを排除、攻撃の対象とする。言い換えるならば差別の対象とするのである。近代のはじめに日本国家が求心力を高め、国民の統合を図る必要性に迫られたとき、民族的な差異を持つアイヌというカテゴリーを排除する構造を作り出したのではないだろうか。

アルベール・メンミ（Albert Memmi）は人種差別の定義を次のように述べている。「人種差別とは、現実の、あるいは架空の差異に、一般的、決定的な価値付けをすることであり、この価値づけは告発者が自分の攻撃を正当化するために、被害者を犠牲にして、自分の利益のために行なうものである」⁽³⁷⁾。人種差別は人種間の差異を取り上げ、一方的に他者に否定的な価値づけをおこない、自己の利益を求める行為である。これは人種間にとどまらず、他のカテゴリーの差別に対しても当てはまることである。理由づける差異は必ずしも現実のものである必要はなく、他者を否定的に扱うものならばかまわないのである。自己の利益のために行われる他者に対する攻撃は暴力性を伴うものであり、他者の存在の否定・排除が行われることになる。否定的価値付けられた差異は、差別者の意図から離れ、それ自体が差別の要件となる。つまり差異が被差別者の属性とされ、被差別者はア priori に差別される存在となる。アイヌが民族的差異をもとに差別される構造はここにある。

国境画定の便宜のために日本に編入されたアイヌは、社会的、経済的な不利益を被っていた

ため、その立場は弱く、和人との関係において差別的に扱われた。明治維新後天皇制的ヒエラルキーに組み込まれ、異質な血統（人種）であるゆえに階層的に底辺におかれた。「文明開化」という西洋化政策は日本の意識を文明と野蛮の二項対立へと導いた。アイヌへの視線は文明を基準に導かれ、あらゆる点で野蛮のカテゴリーに位置づけられ、蔑視の対象となっていた。これを正当化するものが、社会進化論であり、アイヌは人種的に劣ったものであるがゆえの敗残者として考えられるようになる。ここに北海道の領有に見られるアイヌへの暴力性を帯びた政治的経済的政策は正当化されるものとなった。

人種的な差異は些細なものであるにもかかわらず、大事として作り上げられていく。他の動員された差異も差別をするために持ち込まれた差異に過ぎないものである。そして、差別が作られるのは、その差別という排除に何らかの目的があり、それにより差別をするものが利益を得ることができるためである。アイヌを差別することによる利益とは、国民国家建設、つまり、近代日本が天皇を頂点としたヒエラルキーを保持し、常に野蛮を意識することで、限りない文明化を推進することであった。アイヌという明らかな他者を作り出すことで、他者ではない“われわれ”という意識を高揚させ日本という近代国家建設をおこなったのである。換言すれば、アイヌにかかる差別性とは近代日本国家建設に付随したスティグマと考えられる。

おわりに

これまでアイヌに対する差別の発生を幕末から明治にかけての歴史性の中に考察してきた。1では次のような点が明確になった。幕藩期後

半以降、場所請負制により安価な労働力とされたアイヌ漁場に縛りつけ、強圧的な支配により伝統的なコタンの生活は崩壊され隷属化が進み、和人ととの摩擦、接触による伝染病流行、人口の減少も起こった。北辺での緊張関係により国境防衛のため幕府のアイヌ支配が強まった。政治的な支配ばかりでなく和風化の奨励を通してアイヌ伝統文化の転換をも強要していった。社会的な構造化の中でアイヌは日本社会の底辺に組み込まれていくことになる。2では、すでに幕末期に劣等な従属民とされていたアイヌが、近代天皇制国家のもたらした血統主義により、民族的にも系統を異にし、文明に浴さない野蛮な人種とされ、国家体制の中で制度的に底辺に位置づけられた姿を追った。彼らは、貧困、生活状態の劣悪さ、伝染病や罹病率の高さなどにより滅び行く民族とされ、忌み嫌われ差別の対象となった。これらを受け3では、差別の発生について考察した。近代国民国家の形成期においては自他の差異を利用し、国内の統一を図っていった。差異を強調し特定のカテゴリーを排除することによって、共通するカテゴリーを有するという幻想のもとに国家の求心力を高め、国民の統合を図った。一方で、否定的価値づけられ排除される差異は、それ自体が被差別の属性とされ差別の正当化に結びついた。アイヌにおいてもこのプロセスが踏襲され差別が進行していくこととなった。

アイヌ差別に関連する差別的な思想や言動は短期間で生じるものではなく、差別が実体化するには段階的に構造化が行われた。経済的構造や社会的構造が連関し、それらが主流の人々の意識構造に潜在的な働きかけ、差異にもとづく他者認識が差別へ変容していくものと考えられ

る。権力の介入による他者排斥の企図により、劣等に位置づけられた他者を蔑み、攻撃の対象とするようになる。和人とアイヌとの関係－差別構造はこうしたプロセスを経て作られてきたものでといえるのである。

最後に、本論ではアイヌ差別の構造化について論究した。ところが、差別構造が形成される一方で、アイヌ保護の志向が働き始めることになる。こうした相反する思想が、共存する社会的メカニズムはいかにして働くのか、ヒューマニズム的志向だけでは語るることのできない状況を今後の考察としたい。

注(1) 報告書は北海道生活福祉部から昭和47, 54, 61年、平成5, 11, 18年の6回おこなわれている。ここでは平成5, 11, 18年版を参照した。

(2) 高倉新一郎『アイヌ政策史』日本評論社、1942年、p. 111。

(3) 同上、pp. 127-130。

(4) 同上、p. 187。

(5) 同上、p. 145。

(6) 同上、pp. 172-175。

(7) 同上、p. 178。

(8) 同上、p. 179。

(9) 同上、pp. 188-189。

(10) 同上、pp. 238-239。

(11) 同上、p. 243。

(12) 同上、p. 245。

(13) 同上、pp. 246-247。

(14) 同上、pp. 249-250。

(15) 同上、pp. 283-284。

(16) 同上、p. 289。

(17) 同上、p. 318。

(18) 同上、p. 319。

(19) 同上、p. 321。

(20) 同上、pp. 325-327。

(21) 松浦武四郎『近世蝦夷人物誌』（弘元年～安政四年の記録）再録、『日本庶民生活史料集成』第四巻、三一書房、1969年。例えば、ドンクルの項 p752、クワンレキの項 p758、フツチウの項

- p780。
- (22) イザベラ・バード『日本奥地紀行』高梨健吉
訳 平凡社, 1973年, p. 265。
- (23) 前掲『アイヌ政策史』, p341。
- (24) 同上, pp. 350-351。
- (25) 同上, pp. 375-376。
- (26) 同上, p. 377。
- (27) 同上, p. 381。
- (28) 前掲, 『近世蝦夷人物誌』, ムンケケの項
pp. 802-803。
- (29) ひろたまさき『差別の視線』吉川弘文館 1998
年, p. 77。
- (30) 同上, p. 79。
- (31) 福沢諭吉『学問のすすめ』岩波書店, 2007年,
p. 12。
- (21) 松本十郎「アイヌ教化について」北海道図書
館蔵『石狩十勝両河紀行』, 1875年, ひろたま
さき『日本近代思想体系22巻 差別の諸相』岩
波書店, 1990年, p. 10-11, 再録。
- (33) 関場不二彦『あいぬ医事談』, 1896年, p. 213
-214, p. 217。 河野本道選『アイヌ史資料集』
第3巻 北海道出版企画センター, 1970年, 再録。
- (34) 前掲『差別の視線』, p. 128。
- (35) 同上, p. 131。
- (36) 同上, p. 132。
- (37) アルベール・メンミ (Albert Memmi) 『人種差
別』菊地昌実／白井成雄訳 法政大学出版局,
1997年, p. 98。